

区分	M その他(1/2)	表中受入数量は1法人(者)1日最大量 福岡市一般廃棄物収集運搬許可業者による家庭系廃棄物の搬入の場合は、表中「事業者による搬入は不可」としている廃棄物についても原則受け入れる		
廃棄物の種類	具体例	搬入条件		受入施設 受入数量
化粧品及び 化粧容器		容器が可燃性のもの、ゲル状・ペー スト状の内容物	液状の内容物はウエス、紙類に含ませること 【事業系】 液状の場合、事業者による搬入は不可	工場300kg
		金属容器のもの	洗浄等により、内容物を除去し、火災等の危険性がないよう処理すること。容器は開放しておくこと	資源化センター 100kg
		上記以外のもの(ガラス容器など)	内容物を除去し、容器は開放しておくこと	埋立場1トン かつ1m ³
洗剤	粉末、液体、固形	容器が可燃性のもの	液体はウエス、紙類に含ませること 【事業系】 液状の場合、事業者による搬入は不可	工場300kg
ワックス・着火 剤	液体、固形	容器が可燃性のもの	液体はウエス、紙類に含ませること 【事業系】 液状の場合、事業者による搬入不可	工場300kg
保冷剤(ゲル状)		容器が可燃性のもの		工場300kg
動物の糞		臭気を発しないようにすること	乾燥させ、50kg以下の可燃性容器詰めすること 【事業系】 畜産農業から排出される獣畜、鶏等の糞は搬入禁止	工場300kg
肥料・堆肥(コ ンポスト)		臭気を発しないようにすること	可燃性容器詰めすること(1個あたり 50kg以下)	工場300kg
ペットのトイレ 砂		可燃物 臭気を発しないようにすること	可燃性容詰めすること(1個あたり 50kg以下)	工場300kg
		不燃物 臭気を発しないようにすること		埋立場10kg かつ0.03m ³
オイルフィル ター		金属を分離したもの	油は洗浄すること	工場5個
		上記により分離した金属及び金属が 分離できないもの	油は洗浄すること	資源化センター 5個
燃え殻・炭(特 別管理産業廃棄 物を除く)	BBQで使用する木炭 等	臨海工場、西部工場 2m以下×1m以下×直径(厚み)25cm 東部工場 1m以下×1m以下×直径(厚み)25cm	【事業系】 特別管理産業廃棄物に該当しないこと が確認できる場合のみ受入。可燃 性容器詰めすること(1個あたり50kg 以下) 【家庭系】 可燃性容器詰めすること(1個あたり 50kg以下)	工場4トン
	燃え殻	(完全に燃え尽きている状態)	同上	埋立場100kg かつ0.1m ³
神具・仏具類	仏壇、神棚	可燃性のもの	原型をとどめないように処理するこ と	工場4トン
		不燃性のもの(厚み3.2mm以上の鉄 板、直径4.5mm以上の丸鋼及び板バ ネ、鋳物、スプリングを含まないも の)2m以下×1m以下×0.7m以下	【事業系】 事業者による搬入は不可 【家庭系】 原型をとどめないように処理するこ と	資源化センター 100kg
		不燃性のもの(上記以外のもの)	【事業系】 事業者による搬入は不可 【家庭系】 原型をとどめないように処理するこ と	埋立場100kg かつ0.05m ³
シリカゲル			可燃性容器詰めすること(1個あたり 50kg以下)	工場300kg
焼却灰		福岡市焼却灰受入要綱による 搬入する施設との事前協議による		埋立場100kg かつ0.1m ³
土砂・汚泥	事業者が排出する 土砂・汚泥	・含水率70%以下のもの ・有害物(薬品、油、廃液等)を含ま ないもの ・金属、可燃物、アスファルト等が 混入していないもの 上記により判断がつかない場合は、 搬入する施設との事前協議による	【事業系】 土砂は、原則として民間の残土処分 場を利用すること	埋立場6トン かつ3m ³
	家庭から排出され る家庭菜園等の土 砂		【事業系】 事業者による搬入は不可	埋立場500kg かつ0.5m ³

区分	M その他(2/2)	表中受入数量は1法人(者)1日最大量 福岡市一般廃棄物収集運搬許可業者による家庭系廃棄物の搬入の場合は、表中「事業者による搬入は不可」としている廃棄物についても原則受け入れる		
廃棄物の種類	具体例	搬入条件		受入施設 受入数量
石碑・墓石		40cm×直径(厚み)25cm以下	墓石については戒名等を削除し、形体をとどめないようにすること	埋立場2トン かつ1m ³
非感染性廃棄物 (医療機関等※から排出された非感染性の廃棄物) 産業廃棄物は搬入禁止 ※医療機関等:病院、診療所、衛生検査所、介護老人保健施設、介護医療院、助産所、動物の診療施設、医学・歯学・薬学・獣医学に係る試験研究機関		(可燃物(紙(再利用できないもの)・繊維等)) 臨海工場、西部工場 2m以下×1m以下 厚み25cm 東部工場 1m以下×1m以下 厚み25cm	禁忌品(再資源化に適さない材質のもの)のみ受け入れる。リサイクル可能な紙は、機密書類であっても搬入禁止 管理責任者発行の非感染性証明詳細リストを施設に持参または事前送付(搬入先施設側が事前了承した場合はE-mail使用可)の上搬入すること	工場2トン
		可燃物(プラスチック)	搬入禁止 処理業者の問合せ先 福岡県産業資源循環協会 TEL 092-409-8911	-
		金属、ガラス、陶磁器、汚泥等の産業廃棄物	その他 福岡市産業廃棄物指導課 TEL 092-711-4303	
おむつ(上記医療機関等から排出されたものを除く)			可燃性容器詰めすること(1個あたり50kg以下)	工場2トン
乾電池・リチウム一次電池		コイン型リチウム一次電池は絶縁処理を行うこと	ボタン型電池、充電式電池・蓄電池は搬入禁止	埋立場100kg かつ0.05m ³
犬・猫等動物の死体		搬入可能施設は東部工場のみ ※収集運搬を希望する場合もしくは東部工場休場の場合は下記へ連絡 井ノ口商会(TEL 671-3895)	可燃性の箱または袋等に入れて搬入すること ただし、大型(1m以上)の場合及び複数搬入の場合は、東部工場(TEL 691-2999)と事前協議をすること 【事業系】 畜産農業から排出される獣畜、鶏等の死体は搬入不可	東部工場のみ
自転車、リヤカー、一輪車(乗用・荷運搬用)のタイヤ		普通車等の車両用・原動機付自転車・二輪車のタイヤ、農耕用車両、重機などのタイヤは搬入禁止(別表第4参照) ※自転車・一輪車及びリヤカー本体は「F金属くず類」参照	(金属製ホイールのついたもの) 【事業系】 事業者による搬入は不可 (タイヤのみのもの) 金属製バルブ等は除去し資源化センターへ搬入すること	資源化センター 300kg 工場50kg
浴槽(ガラス繊維(グラスファイバー)、FRP製)	人造大理石浴槽 人工大理石浴槽	2m以下×1.5m以下かつ2m ³ 以下 ※浴槽(木製)は「A木・竹くず類」参照 ※浴槽(ホーロー・ステンレス製)は「J金属及びガラス複合物」参照		埋立場1トン かつ2m ³
活性炭	消臭・除湿・浄水用等の炭		可燃性容器詰めすること(1個あたり50kg以下)	工場4トン
使い捨てカイロ、かん付け カップ酒の容器(使用済みのもの)			未使用のものは搬入禁止	埋立場10kg かつ0.03m ³